いて同じ。）を超えて保有する長期信用銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

九の三　法第十三条の二第九項の認可を受けた長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する長期信用銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

十　長期信用銀行又はその子会社が、第十六条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

［十一～二十八　略］

2　［略］

3　銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

六の二　法第十六条の四第六項の認可を受けた長期信用銀行持株会社が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて保有する長期信用銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

六の三　法第十六条の四第六項の認可を受けた長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する長期信用銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［号を加える。］

十　長期信用銀行又はその子会社が、第十六条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有した場合

［十一～二十八　同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　長期信用銀行持株会社又はその子会社が、第二十五条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し又は保有した場合

［八～二十四　略］

［4～9　略］

10　法第十三条の二第三項の規定は、第一項第九号の二から第十二号まで及び第十五号に規定する議決権並びに第三項第六号の二から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第二十六条の二の十一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　［略］

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　［略］

七　長期信用銀行持株会社又はその子会社が、第二十五条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し又は保有した場合

［八～二十四　同上］

［4～9　同上］

10　法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十号から第十二号まで及び第十五号に規定する議決権並びに第三項第七号から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第二十六条の二の十一　［同上］

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　［同上］

2　［同上］

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ　［同上］